(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会 第2回 策定部会 議事録

平成23年1月10日 門真市立文化会館1階ホール

委員長:定刻になりましたので、ただいまから第2回の策定部会を開催させていただきます。寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。第5回検討部会の時に常設メンバーで自由に議論がしたいと意向でありましたが、その為第4回検討部会を振り返って、次回どういった進め方で、どういったポイントの議論を行っていけばよいかという事を集約できたらと思います。

しかし、自由で議論したいという事ですが、限られた時間でもありますし、また将来、条例にどのような事を入れるかの意見交換会でもありますのでご協力お願いします。

配布資料が大分膨大になってきていますし、検討部会のほうも議長の 方で丁寧にまとめていただいていますので、こちらも参考にして進め させてもらいます。第3回の検討部会の方では市民を起点とした場合 にどうしたら良いのかを中心に検討をしてもらったかと思います。

その時に、市民の参加意欲といった事やむしろ条例としては権利、義 務の関係できちんと整理して市民の意欲を推進してはどうかといった 議論が出てきたのかと思います。

とりわけ、学校教育ではなく小学生中学生及び大人に至るまでの地域 社会といった、また人と人との関係の中でどういった教育が良いか、 あるいは学校教育と地域との関連性はどうかといった話題が出てきた のかと思います。もうひとつは生活保護の問題も意見としては出てき たかと思います。どうしたら皆自立ができるのかといったと、このポイントに議論が進められていくのではと思います。

第4回につきましては議会と行政とを前回話し合ってもらいました。 とりわけ議会もしくは議員の課題や活動についてですが、両者共通している点は市民からその活動が見えにくい事、あるいは議員同士が市民に分かる形で議論した方が良いのではないか、したがって開催時間とかその辺の話が出てきました。また同じように行政職員につきましても、もちろん議員さんも頑張ってもらっているのが前提ですけど、これからの展望としましてはもう少し、地域課題、地域と密接な関係の中での行政活動あるいは行政職員の開かれた行政をどう構築していくかという事が前回のポイントであったかと思います。そこで市民、議会、行政といった点につきましても、おおよそですけれどもポイン トらしきものが見えてきたのかと思いますが、もう少しお互いに議論していかないと、その真相は何が確信なのか何を中心にしてまちづくりを展開していくのが良いのかを見ていくために次回議論をしていこうであったかと思います。したがって次回の議論が条例に盛り込むのに中心的なポイントになってお互いに議論しながらポイントになっていくのではないかと思います。

およそ雑駁でありますが、これまでの議論でそういった理解でよろしいでしょうか。

そこで、次第では市民・議会・行政についてとなっておりますが第3回第4回での議論を見据えながら次回がどういった形で議論を進めていけばよいか少し議論をしたいと思います。

残念ながら議員はこのメンバーにはいらっしゃいませんが、行政職員の方は検討部会にいらっしゃいますので、まず市民のほうからの発言で、やや行政の活動等に誤解があると思われている点について、行政担当者から発言をしていただきました。そのあたりの共通した認識を前提にして意見交換ができればと思っております。そのように進めていこうとは思うのですが、意見交換をするときの方法とポイントについて何かご提案ございますか。

委員A:内容なんですけれども、いろんな意見が出ているんですけれども、市の問題点だとか課題だとか。でもこれは自治基本条例の委員会なので、条例に盛り込むべき内容・項目について話をする、いろんな市の問題はありますが、その問題をどう自治基本条例に盛り込むのかというところまで話をしてもらわないとどうなのかなと思いますので、司会をされる方を中心にぜひやってもらえたらと思います。

委員長:はい。まず最初の日に、盛り込むべき内容として各自治体共通のもの もありますので、大阪府内の自治基本条例を整理したものを事務局に 作成・配布していただきました。その中で共通した項目を中心にやっ ていくということですね。

委員A:かなり条例に盛り込む言葉に近い感じで議論したほうが、もうそろそろ良いのかなと。例えばまちを綺麗にするのは総合計画にあるわけで、それを実現するために自治基本条例ではどう謳ったら実現できるのかということなんですね。いろんな部分、行政・議会・市民の側面それぞれについてやっていかないとまだ色々問題がという感じです。

委員長:今まちを綺麗にするというのもありましたが、比較的議論として出てきたのが教育、教育も学校教育だけではなくて、市民相互の問題も含めた広範な教育ですね。そういう部分も想定しながら議論しなくてはいけないと思いますが、市民から言うと通常は市民の権利と義務ですね。これをどういう形で言葉として整理するかによって、他のいろんな問題が解決に結びつくかというところだと思います。それと同時に行政の役割、これは市長の役割や職員の役割としてどんなことをしたらいいのか、そもそも行政の役割としてどのように認識してほしいのかを条例の中に盛り込んでいけたらいいかと思います。

委員A:おそらく教育という言葉自体が条例の中に出てこなくても、条例を制定して市民に啓蒙して理解したということになると、それで教育効果が上がっているということだと思います。ここの委員さんも団体で活動されている方がいらっしゃいますので、持ち帰って仲間の方にどんどん伝えてもらうことも非常に重要だと思います。

委員B:あの、いいですか。

委員長:はい、お願いします。

委員B:今は問題点をどんどん出している段階だったと思うんです。すごく気になったのが、○○してほしいという文言がたくさん出てきて、誰にしてほしいのっていう疑問がわきました。それと、色々な問題点を解決するためにはこうしないといけない、こうするためには自治基本条例にどういう文言を盛り込むかというところまで深めていかないと。してほしいと言っても誰もしてくれないのでね。

委員長:はい。

委員C:おっしゃられたように、○○するだけじゃなくて、それをするための 基みたいなものが自治基本条例だと思うんですけれども、そのために は市民は何をしなければいけないのか、どういう義務と権利があるの か、また行政と議会の責任、あるべき姿とか責務とかいったものを定 義する中で諸問題も解決されると思います。もともと総合計画があり ますので、うまく動かしていくためにお互いがやっていかないといけ ない部分の決め事・仕組みを明確にしていくことで解決するんじゃな いかなと思います。今日の新聞に載っていましたが、自治基本条例が 地方自治法の中に組み込まれていくというか、法的な効力が変わってくるような感じですよね。

委員長:まあ法律がどうなろうが、基本的にはこのまちとしてどんなルールで自治を運営しなくてはならないのかということを中心に考えていくべきだと思います。そういう中で〇〇してほしいというときに、次回市民としてはどうなのかというときに、例えば情報を積極的に収集する努力をするとか、逆に言えば、行政のほうは必要な情報を市民に提供する、そういった言葉が次回の議論の中で出てきたら条例の文言として盛り込む可能性が出てくると思います。そうした整理が次回できればなと思います。通常市民にはまちづくりに参加する権利があるとか、あるいは参加しなければならない義務があるとか、言葉で表現されておりますけれども、そうした言葉を盛り込むのが妥当なのか、もう少し門真らしい表現を盛り込んでいくのかを次回議論できたらなと思います。

委員D:議会と行政と市民と、その基本的なものをちょっとはっきりしておきたいなと思って。みんなどこまで市民がどうであるか、権利は主張して義務は果たさないということもあるし。だから確実に市民はこういうことをしなければならないとか、行政はどこまでしなければならないとか、行政は皆さんの税金集めて考えて分けて、議会に決議してもらうということですからね。議会もどういう責任を持って、議会の責任がどういうスタートでいくのかというのもはっきりさせておかないと、そこからいろんなことが起きているような気がします。行政と議会と市民のトライアングルがものすごくギクシャクして。何もかもをはっきりさせたほうが良いと思います。

委員B:基本は全部出す。出してもらわないと協力できない。

委員長:全部出すというのは公開ということですね。見える状態でということ で。

委員B:そういうことです。もちろん見える状態。

委員C: 役所の方も、議員さんから言われてということがありました。実際そうだと思います。そうじゃなくて、言われっぱなしじゃなくて、行政と議会がお互いに言い合う透明な市民が関心を持つようにやっていき

たいなと思うんです。

委員長:やっぱり今出てきたような議論を次回していただくといいのかなと思うのですが、例えば議員さんがいろんな形で、当然議員さんとか会派の活動として重要なことですが、行政に対していろんな情報提供をしたりも重要です。けれども、昨今そういうものが見えないということになれば、自治基本条例に盛り込むかどうかは別にして最近は倫理条例の中に、例えば議員が行政に何を要請したのかすべて文書化するとか、それが住民に対して見える形にするという仕組みになっています。とすると「文書化」がキーワードになってくるかもしれないです。

委員C:他のまちで議会基本条例がありまして、その内容の一部を自治基本条例の中に入れていければ、よりオープンになるんじゃないかと。議会基本条例の中も取り上げていけば良いんじゃないかと思います。見えるようにしたいと思いますね。

委員長:はい。

委員A:我々が集まってこういう会があるのは良いことだと思うんですけれども、おそらく議会の議員の先生方が市民の意見を汲み上げて、行政に活かしていったら、こういうことは必要ない内容だと思うんです。だから議員の先生が市民の意見を今おそらく汲み取れていない、そういう状況は非常によくない状況で、市民と議員のコミュニケーションがない…市民の代表なんですけれども、その役割がちょっとできていないんじゃないかと。

委員C:市民の代表じゃなくて一部の方の代表ということが…

委員A:議員の先生方が誤解されているのが、議員は市民の代表だと思うんですけれども、議決自体が市長さんと同レベルのもので、門真でしたら市長さんと比べたら22分の1の存在の方なんですよ。その割にはあまり市民の意見も聴かず。市民の意見を聴いて初めて役割を果たしているということなんでしょうけども、それがないという風に私には見えるので、ぜひそのへんを入れていただければ。オープンな形、市民の意見を議会に汲み取れたら。で、市長さんは市長さんで市民から選挙に選ばれて、行政の職員の皆さんを使ってその役割を果たそうとしているんですね。それと協力し合ったり競い合ったりするのが正しい

のかなと思いますけどね。

委員E:私も門真市の色々な審議会に参加いたしまして、大体の総案的にみる時は公開、個別事案になると非公開になります。というのはやはり、個別事案になると色々住民の方との問題もあって、横槍が入るんですね。それを行政が懸念されて、とりあえず決定するまでは大体非公開。やっぱり議員の先生方の問題があるからそうなっているんですね。そのへんをなくしていくようなことにすれば、すべて公開していけるのかなと思います。

委員C:良いところと悪いところ全部出してもらわないと、我々も判断できませんし、興味を持ちますからね。

委員D: 行政の人が少しいるからわかるけど、行政が本当に公開してくれるのかなと。悪いことは絶対公開しないし、本当に難しいです。

委員A: 行政の方はおそらく誤解されているんです。公開しないほうが良い、 自分達が楽みたいに思っているんですが、まあよく知りませんが。お そらく公開したほうが絶対楽なんですよ。公開して、あと理屈と考え 方でこれを議論しましょうと言ったほうが楽なんです。それも隠しと いて後がばれたときの悲惨さというのはとんでもないものがあります。

委員B: それと、一部の声の大きい人が言ってくるのが困るというのもあるん じゃないですか。

委員A: 証拠となる情報はないのですが、おそらく何か関係があって、その関係がオープンになることもよくないので、なるべくあらゆることを非公開にしたほうが複雑にならないということで、非公開は今のところ楽だと思われているんです。しかし実際はすべて公開したほうが絶対楽ですよ。

委員長:そのとおり条文の中には、審議会は原則公開とする、というような条 文を設けるかどうか…

委員A:私が思うのは、すべての行政活動を公開にする。先生がおっしゃって いたすべて文書管理する、誰が誰にこう言ったとかいうこともやって いく。そうしたほうが楽だと思いますけどね。

委員B: それを盛り込んだらいいと思います。

委員長:それについて次回具体的に言葉として皆さんで出してもらうのが一番 良いのかなと思いますね。行政職員の方もいらっしゃるので、その点 は誤解されていますという説明があれば、またお互いその点について 考えていけば良いのかなと思います。お互いの誤解を解きながらこれ から何を守らなくてはならないのかを抽出していってからと思います。 審議会ですと門真の場合審議会規則か何かにしたがってされていると 思いますけども、原則公開で…

委員E: それは議長判断です。最初に議長判断で行われます。

委員B: それは、公開にすると何かトラブルになるかも…

委員C: そのプロセスがまったくわからなくて、公開してもらったら意見も言えますけども、まったく見えないところで決まっていますから。

委員B:結局ね、全体を考えてやっぱりこれが良いだろうというところへ、みんなで知恵を出し合ってやればいいのですが、こうしようと決まっていたら一部の方が、それはだめということで…

委員C: それも必要だと思いますけどね。

委員B:でも、やっぱり自分のところの都合ばかり言い合ってる状況が、結局 市民のレベルがそういうレベルなので、非公開になってしまうんじゃ ないでしょうか。

委員E: 今問題があるから非公開になっているんでしょうね。何が問題なのか を追及していけば、どうしたら公開できるかに進んでいくと思います。

委員A:おそらく公開したら、物事の考え方とかをよっぽど先に考えておかないと説得できないんだと思うんです。そこがあやふやなまましようとするから非公開。ですから専門的な知識とかものの見方とかのレベルアップをしていかないと、行政も議会も。市民もです。自分のエゴで何か言う人が出てきたら、市民の中でもそういうエゴはだめですよと

言う市民が出てこないとだめだと思います。

- 委員長: そうしましたらまず次回のひとつのポイントは、公開、議会も行政も。 そのとき、現状情報公開条例もあり、審議会規則もありますから、各 自で勉強するか事務局に配布してもらうかという形で確認をした上で、 公開について議論をするということでいかがでしょうか。通常自治基 本条例は、情報公開条例の守らなくてはいけないところを改めて盛り 込む形がほとんどなのですが、門真の場合この部分が不十分であると か、こういう点を強調したいとかいうことを議論するためにも、現状 の条例を確認してから…
- 委員D:でも、思うのが基本の話が、その基本が何かというのがスタートしないから、その意味を出さないからどうなるこうなるとなるわけで。だから最初はいるものをきっちりした形で出したら、こういう理由でこうするというのが。とにかく行政にしてみれば早くわからないようにいってしまおう、決まったら確定ですと言われても。後から公開されてもどうしようもないし、それまでに市民がもっと早く考え方を入れてほしいというのもあるし。
- 委員B:情報を公開するときに、基本的な考え方をきっちりつくっていかない と確かにもめます。
- 委員D: それと行政の考え方、とにかくスムーズに先々いこうとする、市民を 放っておいて。決めることだけ決めてしまうより先に、きっちりした 理由と議論は何かというのを。今までの一番悪いところです。市民の 悪いところもありますが。行政も議会もそこをきっちりしてもらった ら何も問題ないです。
- 委員A:確かに基本的な考え方は大事なんですが、そのときに絶対行政はきれいごとを書くんですよ。そこでまた話がこんがらがってしまって、実際これは金がないからだとかそういうことをちゃんと謳わないと、判断基準が。これをきれいごとで言うと話がこんがらがる。金がないとかで書くと市民もそれで判断できる。
- 委員C:この間のは一番お金がかかるんじゃないですか。建物の。だからお金を使わないようにしないといけないのに、また建て替えるみたいなことを…

委員A:市民のほうも行政に余計な要求をしているんですよ。

委員長:今の話だと、自治基本条例に仮に盛り込むとすると、市は施策や事業を計画しようとするときは、その理由及び目的を市民に公開するとか、そういった文言が出てくると思います。それは計画とかその計画の策定過程の中を含めてそういう文言が記載される可能性がありますので、今の議論を次回にしていただく、そういう話題を提供していくという形がいいのかなと思います。いわゆる公開に関連する議論ですね。

委員E: そういった統合問題に関しては住民投票をするだとか、そういう話も ありますよね。どこまでを…

委員C:おかしいんですよ、勝手に決まってしまってね。あとでえっ?という ことが結構あるんですね。そこそこ私やっているんですけどそうです からね。

委員B: だから何か私たちもわからないところで動いているんでしょ。それがいけないんですよね。

委員長:はい、おねがいします。

委員F:お話伺ったんですけれども、自治基本条例のほうでかんでいくと、大体情報の公開であるとか共有で整理されるお話かなと思うんです。よく伺っていると、決定にめぐって一部の人たちが勝手に決定していくような状況をつくらせない。決定の公開性や公平性のお話なので、公開・共有というところだけではない、もっと広く…

委員A:まず最初から公開しないと話がわからないじゃないですか。

委員F: それは行政の意思決定のやり方であるとか、議会との信頼関係をつくっていくためには、ちゃんと奥のところで決定していくという原則を 例えばつくっていくとか、むしろまちづくりの基本原則のような形でですね…

委員E:でも一応答申が出されてパブリックコメントが募集されるんですね。 あのときひどかったのが12月22日から1月の中頃の募集でした。 どうみても無理なようなかんじで。 委員F: 例えばパブリックコメントの期間が現在の期間では短く、例えば自治 基本条例の原則に反しているから長くとってくださいということが言 えるような自治基本条例をつくれば良い。

委員E: それと、必ずホームページだけじゃなくて、広報に載せてある程度の 期間をとるようにするとか、そういった…

委員C:でもパブリックコメントも知らないとなったら…簡単な話、大きな事業とかは全部選挙するとか、何かできれば良いんじゃないかと思います。そうしたらまた市政に関心を持つんじゃないですか、みんな。

委員長:自治基本条例では通常情報公開の中で記述する部分が多いとは思うのですが、例えば大東市の自治基本条例第14条、市の施策の立案から実施、評価にいたるまで過程について、わかりやすく説明しなければならない、という一文で過ごすのが通常の自治基本条例だと思います。そのときに、門真としてはこれだけの条文ではなくて、もっと根底をきっちりと強調しなければいけないというようなことが出てくると、門真らしい自治基本条例ができてくると。

委員C:そういう形にしたらいいと思いますが、市民の義務に関しては、市民 の義務といわれても我々わからない。こうしたいとは思っていますが、 やっぱり行政や議会からこうしてというのがあったほうが。私たちの 行政や議会に対するイメージは、何をしているか今ひとつわからない というのがあるんですよ。

委員F:おそらく今回の自治基本条例をつくっていくということは、市民・議会・行政の活動を何十年かけてもう1段2段高いレベルに持っていこうという話になると思うんです。そのときに大事なのは、今までの話し出していただいた反省ですよね、今までよくなかったところをちょっとでもレベルを高くしていこうという。そこのところを自治基本条例には書いていかないといけないというのがひとつと、他方で今ある審議会のルールですとか、情報公開の制度ですとか、それを一通り見せてもらって、大事なのは今の問題を次解決していけるような話につながるのかという部分だと思うんです。これは検討部会なり策定部会が言っていかないといけない部分だと思うので、ぜひ今の話を忘れないようにしていただきたいと思います。

委員長:次回出していただければ。

委員A:議会とかの見え方に関する、具体的にどういう見え方にするのかというのを書いていかないと。例えば選挙で議員を落とすにしても、その議員さんがどの議案でどう賛成したのか行動したのかというのがわからないかぎり、それをオープンにするというのを具体的にしていかないと。

委員C:最高裁の判決のようにね。あんな感じで。

委員A:私の中ではね、議員の会派は本当に必要なのかと。個別にひとりひと り考えてと。議会を傍聴していると、会派に分かれた状態で賛成・反対していると。ほとんど、この人は常に賛成するグループ、こちらは 反対と決まってしまっている。

委員D:そこは、議員のレベルが、個々が自信を持ってものを決めなくてもいいような議会ですよね。だから党派・会派もできて、何も喋らない人はそこで賛成していたらいいですよと。それで合議制で決まるというのが現状ですよね。それよりやっぱり外国みたいにひとりひとり自分で案を出してやるっていうのが基本的になっていないからね。基本路線が全然わかっていない。評価がなかったら市民から受けることがないです。今の議会自体が団体の中での人間の選挙の戦いじゃないですか。そうしたら賢い人が議会に関心をなくすし、票なんて大体決まっていますよね、投票率も。関心のない人に関心を持ってもらうような形で今回の条例はレベルアップしながらやっていきたいなと。お願いします。

委員F: すみません。議会基本条例みたいなものとちょっと混ざってくると思うのですが、先生これは。

委員長:議会基本条例をつくるかどうかわかりませんが、ただ守らなくてはいけない原則は自治基本条例も議会基本条例もありますので、そこで議論していただくということで。そうしましたら次回は議会とか審議会の情報公開、政策形成過程に関連する事柄について、他の自治体でどんな自治基本条例の規定があるか、私から資料抽出したものを提示させていただいて、それを土台にしながら門真としてはもっとこういう

ことをやらなくてはいけないという議論をするというのでいかがでしょうか。

委員C: 多分今勉強して調べているんですよ、我々は。

委員長:そうですね。審議会についても岸和田市、他の市もそうですが、情報 公開とか盛り込んでありますので。

委員:「原則」なんでね。

委員長:原則という言葉は、プライバシーの問題とかいろんな議論をする場合 には審議会をやらなくてはいけないので、原則としかいえない部分が 出てきますよね。

今のそういった政策形成過程とか、審議会にも関わってきますし、あるいは情報の公開に関する事柄以外にもう少し議論したほうが良いということはありますか。

委員G:市民があまりにも行政に関心がなさ過ぎるんですね。それをどう持っていくか。どういう風にしたらみんなが関心を持って参加していくのか。だってよくできるお家とかお金払う方は、門真市の小学校・中学校に入れないんですよ。だから学校がどう合併しようが関心がない。

委員H:簡単なのは、自治基本条例で総合計画に沿っていけるようなものがつくれれば。

委員B:議員って何かなと思うんですね。私がこの間37.○○%の生活保護率っていうのを聞いてびっくりしたんですけれども、3人いたら1人は生活保護なんですよ。

委員C:20人に1人なんじゃないですか。

委員B: 37. ○○%でしたよ。違うかな。

委員C:20人に1人なんじゃないですか。

委員B:ほんとに?今何%ですか。

事務局:30というのは、パーミルといいまして、1000分のいくらという ことなんです。

委員B:じゃあ3.7%なんですね。

委員D:ただデータで寝屋川とか大東、四條畷、門真で調べたら、門真の一番 悪いのは働ける人が働いていない。他の市は年配の方が大半なんです。 それはいいですよね、年をとって働けないんだから。いろんな障がい のある人もいる。その傾向がものすごく強い。半分以上働ける人が生 活保護を受けている。これは問題じゃないかなと思います。やっぱり 役所でも就労支援とかきちんとやってくれないと。

委員E: 門真に行けば生活保護が受けられるから転入するという話も聞きますね。

委員C:今大阪市も悪くて、門真はワースト1じゃないですからね。

委員B:今門真市は何人いるんでしたかね。13万人。

委員A:しかしそれは確実に門真の基準がおかしいんじゃないですか。

委員E:10年前に大阪府の要請で中国人の受け入れをしたというのが基本に あるみたいですね。

委員D: それはあくまで理由ですよね。外国人が入っているのは百五十何人、 そんなに多くない、増えていない。

委員E: そこから他の人が入ってきたと。

委員D: それで今門真に行ったら、もう言われたとおりです。やっぱり門真に 言ったら受けられるという風潮があります。

委員C:他から移住してくるということですか。

委員D:してきています。

委員B: すみません基本的な知識がなくて。生活保護っていうのは、国から出

ているんですか。

委員C:3分の2が国です。

委員B: 3分の2が国で、3分の1は門真市から出ているんですか。

事務局:いえ、4分の3が国で、4分の1が門真市です。

委員A: ちょっと恐縮ですが聴いていただきたい。門真市が入ってきやすいという話は、市で裁量できる基準の部分はあるのですか。

事務局:ないです。全国一律基準です。

委員A:そうなんですね。するときっと運用なんでしょうね。

委員D:基準がありますよね。厳しくやれとは言いませんけども、どうしても 生活保護しかない人は生活保護でいいですよね。それより働ける人に 対して働くようにスタートしないとだめですよ。他の市も調べたが傾 向は悪いなと。門真市だけ働ける人が働いていないというのがものす ごくひどいです。

委員A:働ける人が生活保護を受けられるものなんですか。

委員D:受けてます。

委員A: そんな基準になっているんですか。

委員D: そんな基準にはなっていないと思う、何の理由かはわからない。それ を公開してくれといっても公開できないという、個人のプライバシー があるから。

委員A:個人は誰かというのを公開しなくてもいいが、その基準だとか考え方 を公開してもらわないと。

委員長:議論する前提で、私も含めてですがいろんな誤解もあるので、事務局 のほうから、ペーパー1枚でもいいので配布していただけるようなも のはできますか。

委員A: 行政を追及しているのではなくて、理解が深まるということで結構です。

委員B:市民が行政に対して関心が低い理由を知りたいと思って、生活保護が 悪いからなぜ関心が低いのかといわれたら、今説明できませんけれど も、それはひとつの原因じゃないのかなという勝手な印象です。

委員C: 夜回りで出ていましたが、みんな集まってくるとすごく関心を持った みたいです。生活保護を楽にもらえるのかとか。

委員A:ニュースで若い2人が生活保護を受けて、いじめか何かで…あの子もかわいそうに…

委員F:生活保護もそうですけれども、子ども手当てもよく似たような側面があると思いますけれども、マスコミが面白おかしく報道している部分もあるので。例えば長期の歴史の中で見て、門真市で生活保護はどうだったのかとか、最近もし増えているとすれば理由は何なのかとか、そういう話をまず知りたいですよね。

委員D: ただ生活保護の件でずっと調べていたら、先生方が窓口で関わっている気がします。もし、そうであればそれに対して条例でそれは絶対にするなと言ってほしい。

委員F:一番は今おっしゃったように、そうであれば何か対策がありそうであれば、打つべき対策、あるいは私たちが何かできるのかという話がもしあるのであれば、議論の価値はあるのかなと思います。

委員A: 先ほどあったように、先生方が何かするときは必ず文書で…

委員D: そうしてほしい。で、残っているにもかかわらずそれがないと言うからおかしくなるんです。情報公開どうするんだという話で。相談はしてもいいですよ。

委員A: そういうものも残すし、生活保護について言えば、議会から行政に絶対働きかけてはいけない。行政の窓口はここですよという案内だけするということなんですよ。要は議員さんの市民相談窓口があるでしょ。

あそこで受けたらいけないんですよ。市の窓口に言って相談しなさい と言わないといけない。任せなさいではだめ。それは票を買っている ようなものですからね。

委員B: ただやっぱり、守るべきルールを守っていないからこういうことになるわけですよね。交通ルールでも何でも門真市民はルール軽視というのがすごくあるような気がするんですけどね。それと、下に合わせないほうがいいなと。そんなこと言ったら上下つけるなと言われてしまうと思うんですけれども、ルール無視するような人に合わせずに、ちゃんと生活している人にレベルを合わせて議論しないといけない部分もあるのかな。

委員長:ルール軽視とおっしゃいましたが、具体的にどういうルールですか。 そのへんを盛り込めれば盛り込むというのが。

委員B:交通ルールもそうですけれども…

委員A:ポイ捨てだとかあらゆるマナーだとかじゃないですか。

委員B:マナーもですが、本来生活保護は窓口で相談するべきだし、審査もしないといけない。そうですよね。それができていないわけでしょ。

委員A: 今もそのとおりやっていますという回答が出てきますよ。

委員B: そうでしょうね。

委員D:だからどう考えても、先ほど言われた若い人、マスコミは面白おかしくしたかもしれないが、あれは誰が見ても、あれで生活保護はおかしいと思いますよ。でも行政に言ったら、あれは正しいんです、問題ないんです。それはおかしいでしょ。世間が見たらあんな若い人が仕事しないこと自体がおかしいですよね。それを行政に行って生活保護してくれと言って、貰えること自体が普通では考えられないです。他の市に行ったら。それを何もなかったと言う行政もおかしいですよ。その中に何があるのかということですよ。何かおかしいんです。

委員F:生活保護に関しては本当に門真、地域行政の受付が悪いのか、制度が そうなっているので、本来は国の制度の問題として声を上げていかな いといけない話なのかなというのはあるのですけれども。

委員B: そういうところを疎かにしているから、結局どうせ言ってもだめだっ て。

委員A:大体こういう話になったときに、我々がこういう話するより先に、本来は議員の先生が、いろんな人が立ち上がって議論をして、市民に各議員が説明すると。市民から言われなくても、こういうことだったんですよと、正当な理由があればこういう理由があったんですよと。そんな動きが何ひとつないというのは本当に異常ですよ。

委員D: それは、基本的な責任は何ですかとチェックしないといけない。

委員C: 夜回りで某議員と話していたら、あの話題ありましたよねと。本当で すね、ひどいですねとか、他人事みたいなんです。びっくりしました。

委員E:市民も選挙に対して関心を持たないといけない。

委員D:本当に。市民のこと、まちのことを考えてやる議員さんを選ばないと いけないですね。

委員長:はい。

委員 I:個別の話というのはたくさん出てきます。今まで検討部会、第3回第4回それぞれ皆さんが感じるところの課題・問題点を洗い出していただきました。そういう形の結果が出ております。その結果を踏まえた上で、これはまずいという問題は洗い出しているわけですから、じゃあどういう案で解決していけるかをそろそろつくっていかないとおかしくなると思います。今回皆さん情報の公開から始まって、議論をしたのはもちろん大事です。それよりもまず、体系だったところから具体的に文章化していくための準備をしていかないと、いつまでたっても問題だけの議論で終わってしまうと思います。具体的にどうやっていこうというのをそろそろ話していかないといけないと私は感じています。ですから市民の目から見た問題・課題、議会から見た問題・課題、行政から見た問題・課題、それぞれ皆さん話し合っていただいて、洗い出していただいたわけですから、この資料を基に、皆さんの意見を基に、これから足らないものはいったい何があるのか、他の条例が

あるのに守られていないのはなぜかというところの掘り下げをずっと やっていきながら、検討部会に引き渡して、検討部会で細かい詰めを 行うというような形に持っていかないと収拾がつかなくなると思いま す。

委員D: それもよくわかるのですが、もっと細かい話をしてどうするかとならないと、大雑把な話では決め事が先になる。きめ細かい話をきっちりしてみんなが同じ認識を持って物事を考えていかないと、絶対前に進みません。自分の考え方は、時間がかかってもきっちりしたものをつくりたいんです。これで門真は変わるという、行政主導じゃなくて、市民主導でみんなが納得する条例、関心のない人も持ってもらう条例にしたいなと。

委員B:おっしゃった今ある条例というのはどういう条例があるのですか。

委員 I: なぜこうなっているのかという事象があって、別の条例がもし存在するならば、その条例がどんな条例なのか…

委員B: 門真にそんな条例あるのですか。

委員長:他の条例というのは何を意味しているかわかりませんけれども、情報 公開条例とか色々な条例がばらばらにあります。

委員B:今、既にある条例で決まっていることを踏まえてつくらないといけないんですね。

委員D:これのほうが上になるでしょう。

委員B:上なんだけど、あるのかなというのをちょっと…何があってどういう 文言で、いくつあって。それを踏まえてその上につくらないといけな いわけだから…

委員長:ですから、先ほど大きな枠組みの中の公開を話し合う前提として、情報公開条例とか審議会規則を事務局から出してもらうか、ホームページでダウンロードするかという…

委員B: 今門真市にある条例をとりあえず全部出していただいて、それを見な

いと…

委員C:不備を見て変えていくということですね。

委員B:そうですよ。やっぱり今ある条例は無視できないですよね。あるというのが…

委員 I:あるのかどうかということなんですよ。

委員B:あるのかどうか。それもわからないんですよ、今ね。

委員 I: それを全部分洗い出ししていこうということなんです。

委員B: それは必要ですよね。

委員長:それはおそらく事務局から、中心的な条例を提供していただくという

のを…

委員B: それはぜひ先にお願いしたい…

委員長:ただ話を戻しますと、次回は口頭で議論するという合意ができていますので、そのときのポイントをすべて議論するのは時間的に難しいので、ポイントをどこにするかというのが今回のテーマであって、最初は公開とか政策形成過程に関連する事柄。で、他条例も整理してご提供しますという。それを基にして、門真としてはどういう条文を盛り込むべきかということを中心に次回議論していくのが1つ目のテーマですね。2つ目のテーマとして、市民の自立性をどうするかという議論を次回どう持っていくかというのがポイントなのですが。ただ生活保護だけを出すのは条例として難しいイメージが出てきますので…

委員B:本当に色々あると思うんですけれども、それもひとつあるのかな…結 局関心がないわけでしょ、生活保護を受けている人たちは。

委員G:生活保護を受けていない人でも、関心が薄いんですよ。広報でもすぐ 捨ててしまう方が多いんです。来てたけど読んでいないということも 多いですし。ここに載ってたでしょって訊いても、そんなもの載って た?というのがものすごく多いんですよ。 委員C: 政策過程の中にあまり入っていないからでしょ。

委員 J: 広報もわかりやすくしてほしいですよね。雑誌みたいな感じなら置いておけるんですけども、新聞の用紙だから、見たら捨てるっていう人が多いです。

委員B:広報もね、正直もうちょっと整理して記事を載せてほしい。そういうのもひとつ原因だと思いますよ。広報っていうのは、市民がダイレクトに市の情報を…インターネットは、検索しないと出ないんですよ。でも新聞とか広報は、開けたら自分が必要としない情報も入ってくるので、だから広報をもっとわかりやすく、市民の関心を引くようなものにするのもひとつ大事なこと。来たら隅々まで読みたくなるような広報をつくらないと関心はあがってこない。

委員F:よろしいですか。先ほどおっしゃった条例の話なんですが、ホームページには条例が全部あげておられる、今確認したのですが、「い」の項目だけで条例規則合わせて15あげておられるんですね。50音で全部読むと大変な分量になるんですけども。

委員B:全部で何十とあるのですか。

委員F:1個2個ではない、たくさんありますので。おっしゃっておられたのはおそらく、条例規範をつくるんだったら、少し条例を踏まえておかないといけないということ。先生がおっしゃったのは情報の公開・共有に限ったら、めぼしい条例規則が3つ4つなので、そこに限れば確認することは可能かということをおっしゃっていた…

委員D: 今条例できているもの自体が行政中心の考え方でできているということでしょ。市民のことを考えるより行政が自分達の…

委員F:理念としては市全体のレベルアップを図るためにひとつひとつの条例 は考えられていると思うんですね。それはそれなりに考えられてしっかりつくられている…

委員D: だからそれは市民が入った条例じゃないですよね。

委員長:原案作成過程からすればおそらく市民参加でつくられた条例もあると 思いますが。

委員D:あると思いますけどね。

委員F:自治基本条例で今度からの門真の条例づくり、あるいは意思決定をしていくときに、何がキーポイントとなるかという原則を打ち立てれば良いと思うんですね。例えば先ほどの公開性とか、議会が市民のほうを向いてほしいとかいうことを原則としてきちっと整理しておくことが大事だと思うんですよね。今までのフラストレーションの部分を変えていく。不満がなくなると良い行政・市政になっていくという。そこを狙ってちゃんと議論整理していく。

委員B:つくった上で齟齬がないかという部分でいけばいいわけですよね。

委員長:それはまた別の規定で、自治基本条例の最高規範性を持たせようとすると、これからつくる条例、それから改正するときには自治基本条例を尊重して作成したり改正するという規定を盛り込む自治体は多いですね。これがいわゆる最高規範性という…

委員B:あんまりとらわれる必要はないということですね。

委員F:他の条例を変えていくときには、自治基本条例を見てくださいねという一文を入れるように、ぜひそのタイミングでご発言をいただいて。

委員B:とにかくこれを最高規範にして、他の条例はつくってくださいという 一文はやっぱり入れておかないといけないですよね。

委員長:そういうものが入る自治体は多いですよね。

委員F:あと、先ほどおっしゃっていただいていた、どうやったら市民が関心を持っていただけるのかというのは、総合計画にも結構書かれていて、正におっしゃられていたホームページをもっとわかりやすくしてくださいというのもここにたくさん出ているんですね。で、多分原因がちょっとわかりにくいというのがあるとおもうんですよ。なぜ市政に関心を持ってくれない割合が多いのか原因がちょっとわかりにくいというのがあると思うんですけれども、例えば行政としてはわかりやすく

広報・広聴をしっかりやっていく。そこは自治基本条例に持っていけるケースになりえますよね。で、がんばっているんだったらますますがんばってくださいということで。これはならないかもしれないですが。

委員B:何か行政のやっていることは、そこじゃないみたいなところがあって。
一生懸命やっているとは思うんですよ。でも、あそこでもやってる同じようなことをやっていたりだとか、例えば親子教室みたいなものを平日のお昼にやったりだとか、やっぱり土日にお父さんも一緒にというようなものがあったら良いなというのがあって。でも市役所とか行政というものは、基本的に土日祝日は休みますと。図書館ぐらいですね、土日やってて平日に休むのは。でももうそれではだめなんですよね。やっぱり土目にお父さんが家にいる、お父さんを巻き込まないと。だから土日祝日は行政は休みみたいなのはやっぱり、ちょっとどうなのという思いがありますね。で、そういうところで市民が関心を持っていくと思うんですよ。市民の関心が低いのは議会が平日のお昼にやっている、行かないですもんね。行事とかもなぜこの時間帯のこの曜日にこの催しするのって。来ないでしょ誰も。だから必要な人に必要なサービスを与えるためには、やっぱり行政サイドの考え方では関心持たないんですよね。

委員A: むずかしいですね。行政の考え方といいますけどね、土日に休みだと かいうことは、すべて議会で承認されていることなんですよ。

委員B: もちろんそうなんですけど、やっぱりそれではだめなんじゃないかな と。

委員A: 行政をその項目で責めても全然らちがあかない。行政は休みたいと思っている。だから我々は議会でそういう風にやっていくような、土日もするような条例だとかね、施設運営も。そういうものをつくってもらえるように働きかけないといけないと思うんですよね。

委員B:市役所は休んでて良いんですよ。

委員C:動かないといけない部署だけ動けば良い。

委員B:そうそう。

委員A: 行政とか会社は、労働組合を労働者がやっているわけなんですよ。土日どこの民間もあまり出ていない、出ているにしてもね。しかしそれを変えていくのは条例なり制度の議会が決めた法律なんです。法律に則って行政もやっていますから、休み根拠はあるわけで。だから休みですと平気で言える。市民が市役所に文句言ったところでなかなからちがあかない。で、やっぱりそこで議員さんが役割を果たしていない。土日にしてほしいという市民の声を聴いていないからなんです。

委員B: だから今私が言ったのは、必要なサービスを必要な…ちょっと市民と 行政の感覚にずれがあるんじゃないかなということを言いたいんです。

委員C:ウィークデーに動員かけて講演会を見に行くことほどばかなことはないですよ。

委員B:できることとできないことがあるから、なんでも市民の都合に合わせないといけないとは言わないですけれども、やっぱりちょっとずれがあるんじゃないかなという印象がありますね。

委員E:我々も自治会やっているんですけれども、例えば虐待のことで名前教 えてくれと言っても、個人情報だからだめだと。それがあるんですよ。 私も協力させてもらうから教えてくれと言っても絶対言いません。近 所に一人虐待のあった子がいて、気になるから相談して一緒に行った んです。そこまでしないと。

委員B:行政だけではそこまでできないということですよね。

委員E: そうできないです。行政の方が訪問してくれるかといったら訪問して くれないです。私は学校の先生から聞いていたから。先生から聞いた んです。行政は放っておいてくれと。

委員C: それは教育委員会でしょ。

委員E:教育委員会じゃない。先生は見てくれと。でも行政は…そういうところはあります。

委員B: それだって、先生が情報を流したことを文句言う場合もありますよね。 その先生は後で責任問題を追及されるかもしれないけど。行政ではできない部分を市民がもっと入っていって、そういうことでもしかしたら関心が。私も今、行政じゃないんですけど、そういう法律の部分も入っていくと非常にしんどいんですよね。

委員C: その仕事は民生・児童委員の仕事じゃないんですかね。

委員E: それもありますが、私たちは専門的な大阪府の研修を受けて勉強させてもらっているから関心もあるわけですよ。民生委員は民生委員で全体的なものがあると思うんですけどね。

委員B:やっぱりすごい大事なことだと思うんですよ。こういうことを広げていくことで関心も広がっていくし。個別な話って思われるかもしれないけれども、こういうことが大事だったりするので、関心が低いというひとつの原因は、入っていきにくい部分を自治基本条例で、市民がどういう風に行政と一緒に協働して、行政ができない部分を市民がやれるようになるのか。やりたいと思っていてもやめてくれと言われるんですよね。

委員D: そういう面では市民もやっぱり行政にある程度入っていかないといけない、そういう面ではね。大変だけどそれが今の市長の考え方でしょ、協働という考え方。

委員C:市長は掲げているだけだと思うんですけどね。あと職員もどれだけ賛同してついていけるかでしょうね。

委員D: それはそれで市民もそこは協力しながらやっていかないと。

委員B:どういう風にやっていったら良いのかというのが…

委員A: それを今から。この自治基本条例を制定したらできるだけ市民の中に 広めるというのが、おそらくここに参加したメンバーの役割じゃない かなと。もちろん検討部会もあるんですが。おそらくここにいる方は いろんなところで活動されている方なので、そこからまた広がるとい う形で。今までと違うというのを徐々に市民に広げていくということ でないと、他のことで市民全体の意識改革をしようというのは無理で すよ。上下で言うのも変ですが、意識の高いほうから薄いほうへやっていくしか仕方がない。大問題ですがそこが大事じゃないかなと思います。

委員長:先ほどの公開のほうの2つ目のポイントは、市民が自立するためにはとか、市民が関心を高めるためにはというテーマで、2つ目の議論をしてはどうかという理解ですね。それは自治基本条例の中に、抽象的ですが、行政は応答性を高めるとかいう表現も色々出ていますので、そのへんを私のほうでどういう文言があるか整理して、それについて議論を深めていってはどうかと思うのですが。重要なポイントではあるのですが、他の自治体ではそれに関連したどんな条例をつくっているかを見た上で、門真ではこういう点を強調しなくてはいけないとかいうところを議論できたらと思います。

委員B:住民が活動しやすい形、行政と協力してやっていきやすい形をつくっていかないと。もっとやりたいと思っている人が行政と一緒にやっているような仕組みをつくらないとね。

委員E: 適材適所を把握してもらって、そこに任せたら大丈夫だろうという風 にね。

委員B:もちろん府の講習会に行ったり、専門的な勉強したりしながらだから、 そこは誰でも好きなようにはできないけれど…

委員E:色々指定してもらって、個人情報もあるだろうけれども…手放しませんと約束していてもだめだと言うんだから、どこまで信頼されているかですよね。信頼されていないということですかね。

委員D: そんなことはないと思うけど。

委員B:やっぱり変な人もいるから、たまに。でもやっぱりそういうことをやっていかない限り市民の関心は高まらないし、協働なんていうのは夢のようですよね。やりたいと言っているのにやめてくれじゃ、もういいって…

委員C:でもやりたいこととやってほしいことは違うかもしれませんね。そこまで任せられないという部分もあります。逆にやってほしいことを訊

くほうが良いのかもしれません。

委員D: そうですね。行政は行政で自分の立場もあるし責任もあるし。

委員B:大変だけどそれをしなかったら協働なんかできないでしょう。大変だと思いますよ、個人の資質とか。

委員C: 虐待の件でも、親が今度訪問した人に暴力振るうとかね、保証できないですよね。他の人が訪問したら喧嘩するかもしれない、それもあるから…

委員B: それはあるでしょうね。

委員C: だからやってほしいこと、任せられることはある程度決まってくるかもしれないので、そこは逆に役所からこんなことしてよって言われたほうが、わかりやすいしできやすいのかもしれない。

委員A: そんなこともオープンに話し合って、個人と個人の話し合いじゃなく て組織の、市民のNPOとか団体とかで行政と話し合って決めていく という仕組みでやっていかないといけないのかなと。

委員C:家庭内暴力のNPOでも、そういう窓口に行きますよね。

委員B: どこまでやれるのかっていうのは本当に試行錯誤になるでしょうけど ね。でもこれをやっていかなかったら、もう行政だけでは限界がある と。市民に協働を言ってきて、じゃあやりましょうかって言ったらや めてくれってなったら…

委員F:先ほど子育て教室の話をされていましたけれども、やっぱりそれは行 政が土日はやってくれないという話でしたよね。それを市に伝えると なると、どういう方法で伝えるということになるんでしょうかね。例 えば広聴制度や市長への手紙だとか…

委員B:アンケートで、無作為抽出で。乳幼児を連れているお母さんってなか なか意見が出せなくて、だから無作為抽出でアンケートを出して、ど ういうことをしてほしいですかと。 委員F:今までもあった問題ですよね。ここ2・3年で急に出てきたわけではなく、ずっと同じような問題があったと思います。それを行政が解決できるのかという、労働時間の話も出てきましたが、対応できるできないはあると思うんです。ただどうしてもできないとなった場合には、正に協働で仕掛けをつくっていくから相談にのってほしいという話ができればそれでいいわけですよね。

委員B: 例えば乳幼児連れているお母さんが、どういうことをしてほしいのか。 娘が言うにはそういう集まりに行くと、若いお母さんに対していい風 に見てくれないというのがあるので、そういうところはもう行きたく ないって言うので。やっぱり若いお母さんに対する世間の目がすごい 厳しいです、娘が言うには。だからそうじゃなくて、優しい気持ちで 接してくれたらいいのに、冷たい目で見られるんです。

委員F:ご時世もあるからですね。そういうのをまず役所側に苦情なり要望なりという形でストックするところがあると思いますけどね。

委員B:というか、役所がもっと積極的に、お母さん方がどういうことをして ほしいのかという…

委員G:それについては、門真で市民プラザとか福祉センターで、同じようなことを別々にやっているから、一緒にしたほうがいいという意見もありますけど、実際市民プラザで赤ちゃん連れてこられるお母さんはすごく和気あいあいで楽しそうだからそれは残すべきだということは言いました。ただ関心のあるお母さんとないお母さん、ないお子さんがかわいそうなんですよ。関心あるお母さんは一生懸命連れて行って遊んだりとかいろんなことやっていますよ。だから来ない人たちを何とか。

委員B:来るお母さんは良いんですよ。だからもっと現状把握を、そういうお母さんは相談もできない状況になっていたりするので、もっと積極的に色々なことをしてあげたら。それは市民の協働でやっていかないといけないのかなと思いますけれども。もっと積極的に助けにいかないといけないんじゃないかなという感じが。

委員H: それが広報には少ししか載っていないから。

委員長: それを条例としてどう盛り込むかということで、現状把握とか、NP Oとの連携・協働とか、あるいは市民の提案を受けて行政が参加する 仕組みとか、いろんなものが自治基本条例に盛り込まれている自治体 もありますので、次回そういったものを基礎情報として議論していた だければと思います。

委員B:市民の関心を高くするためにどうしたらいいのかいうのが。

委員E:私は、市民自体の問題があって、それをどうしていくか。まず、門真市の状況として思うのは、腰かけのような人たちが、まちづくり的なものをどうして行くのか。昔は衛星都市で、門真市が生活しやすいから、お金がたまったら寝屋川・枚方へ出ていくようなことがあったと。腰かけ的な人をどうコミュニティに巻き込んでいくかという、コミュニティづくりに対してどうしたらいいのかというのを条例に入れていくことが重要かなと思いますね。

委員長:コミュニティや団体、NPOとかの議論を深くはしていないので、それについては次々回を予定しているのですが、当然次回も意見交換の中で出てくれば整理しておかなくてはいけないですね。 時間が過ぎないうちに、まだ発言されていない方、何かありますでしょうか。

委員L:要するに、教育というか、自分を教育する。それが基本のような気が します。

委員長: そちらについて何か具体的にありますでしょうか。

委員L:私は大阪府老人大学門真学友会というものをやっているのですが、結局いろんなご意見が出ているのは、それが現状の門真の教育レベル。教育というのは学校だけではなく、やっぱり自己教育、うまれたときには教育が始まっていて、特に幼少時代の勉強というのは後ずっと尾を引きますので。そういうことを含めて、高齢者こそ勉強しないといけないと私も含めて感じているところです。

委員長:ありがとうございます。

- 委員M:皆さん話をされていたと思うんですけども、自治会の班長さん会議とか調整ばかりなんですよね。防犯のことも市民全体でやっていきたいから若い人にも参加してほしい、高校生以上の男性ならどなたでもいいからと説明させてもらっているんですが、やはりお年寄りばかり参加されて若い人の協力はほとんどないんですね。自治会の担当されている課に話をさせてもらおうかなと思っているのですが、もう少し若い男性の方を自治の世界に協力してほしいです。
- 委員C:やっぱり自治会というのはなかなか入りにくいところなんです。よそ から入ってきて簡単に入れないですよ。コミュニティは難しいです。 実際、地の方は有名な私学に行きます。一番地域のコミュニティで人 を出させようと思ったら、簡単なのは学校へ進学させていい大学へ行 くという形にしたほうが単純に上がります。わかりやすいところで欠 落しているようなところ、わかりやすい目標をつくって持っていかな いと意欲が…色々やるんじゃなくて、門真はこれだけは負けないよと いうところを一つつくって集めていくというのが良いんじゃないです かね。躾じゃないですかね、三つ子の魂と言いますが、躾がなってい ないから今こんなことになっている。そのところに乗り込んでいく、 定着しやすいところにいったほうがいいかなと思います。総合計画に も教育のことが結構かかれていましたよね。だからそのへんのところ に訴えていったらいいと思いますけどね。松下幸之助のことが学校で 教えられていない、松下のOBの方も結構いらっしゃいますよね。そ れも教えてもらいたいと思うんですけどね。そういうのを教育の中に 取り入れていくという。
- 委員 I: 今の教育の話ですが、私は立場上、校区の中学校の公立高等学校の直前入試対策をやっているんですが、そこでひとつ面白いものがありまして。子ども達は、正しい方向に導いてやれば意欲がすごく出ることが多いんです。だけれども、門真市の学力が低いのは、親がそうさせない、親が無関心なんです。子ども達に話を振りますと、なぜそれはそうなるのってよく来るので、門真市の子ども達って結構有望なんですよ。それを地域の方で盛り上げていって学力を上げていけば、地域力も上がる、コミュニティの魅力もつくる、という意味で、子ども達を見れば有望な子ども達が非常に多いというのを皆さんに知っていただきたいと思います。

委員B:もう行政主導ではだめなんですよ。たしかに子どもは感性も豊かだし、 賢いですよ。

委員 I: それを伸ばしてあげないと。

委員B: サタスタとか色々やってらっしゃるけども、そういう勉強の場をもっといっぱいつくってあげて…

委員D: それもそうですが、門真は程度の低い人が多いとか、芦屋や西宮に行けばもっと賢い人がいるとか。どこで勉強してもスタートが同じだったら一緒です。だから最初のスタートさえきっちりしてあげたら、教育ではそんなに負けないと思う。

委員H:放課後児童で教えているとき、良い子だな素直でって思っていたら、 この暮れで他市へ引っ越してしまったんです。それでショックを受け て。

委員B:子どもはやっぱり絶対問題がおきないとは言えないですが、そんなこと言ってたら何もできないからね。サタスタもあり、かどまっこもありで、その他に勉強を見てあげられる場をいっぱいつくって、やれたら良いですね。やっぱり門真に何があるかと言われたら子どもでしょう。大人は大変だから、大人に色々言うのって大変だから。教育ってそんな大げさなものじゃないから、そういうところができたら親も変わっていく可能性はありますよね。

委員D:でも親の背中を見て子は育つと言いますよ。

委員B: だから、子どもの背中を見て親が育つのだったら良いのでしょう。子 どもにしてあげたら親もちょっと見習おうかとなるかもしれないでしょう。

委員L:大体、私達がこうやって生まれてきたのは、人生学校ということです。 ですから生きている間は勉強中という認識を持つのが教育の基本じゃ ないかと思うんです。

委員D: しっかり目的を持った教育でしょうね。目的を持っていないんだった らこういうことをしなさいというものを。で、子どもの能力を活かす 教育が必要ですよね。

委員B:で、少しづつ関心を持ってくれるようになればいいですね。

委員C:でもそれの結果を出すのは大分先の話になるから、それを自治基本条例でどうしていくかというのは難しいので、やっぱり定住・魅力あるまちにするのは即効性・客観的数値が出ますから。確かに人を育てるのは個別的には大事ですが。

委員長:そうしましたら定刻が近づいてまいりますので、第5回は公開というテーマと、もうひとつは市民が自立・関心を高めるためというテーマで、2つのポイントで深層といいますか、奥まで議論ができればと思います。2つのポイントに関連する条文・条例が他の自治体にどんなものがあるかも私のほうで整理をしますが、できれば皆さん方も配布していただいた他市の条例もご参考にしていただきまして、検討部会で議論できればと思っております。それによって門真市の特色を自治基本条例に盛り込んだほうがいいということを目的に次回議論したいと思いますが、その形でよろしいでしょうか。事務局からも情報公開条例とか基本的なものは情報提供という形で配布していただく形でよろしいでしょうか。ではそういう形で進めさせていただきます。また、第6回の検討部会、今日話が出ましたが、コミュニティ・団体・自治会・NPOの問題も含めて予定しておりますのでよろしくお願いいたします。何かありますでしょうか。

委員F:ちょっと覚えていたほうがいいなということだけ2・3確認させていただきます。ひとつは総合計画の話と随時重複するという最初のご指摘がありました。で、問題点を出しているので総合計画で話したような内容と大分かぶっているところはあると思います。そこの整理はしていかないといけないと思います。で、今話題に出てきました教育の話もですし、行政に関心を持っていただけないという話もですが、それをどうやってバージョンアップさせるかという話を自治基本条例では議論したいなと思うのがひとつですね。もうひとつは議会、行政、市民・コミュニティ、一回それぞれの話を分けて、どうやったらバージョンアップできるのかという話を自治基本条例に書いていければいいのかなという話になったと理解しています。そちらの方向に先生中心に盛り上げていっていただくといいのかなという感想でございます。

委員長: 先ほど説明した方向で進めていきたいと思いますがよろしくお願いいたします。では事務局のほうから何かご案内ございましたらお願いいたします。

事務局:はい、お配りしました資料の白紙をめくっていただいたところに、第3回策定部会の開催通知を打ち出しております。ただこちらのミスで場所が空欄になっております。第3回策定部会につきましては3月24日の木曜日午後7時に、会場はこちらの文化会館1階ホールにて開催いたしますので、お手数ですがご記入をお願いいたします。合わせて、第5回検討部会につきましては1月31日月曜日午後7時からこの会場にて行いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

委員長:本日はどうもありがとうございました。

委員:ありがとうございました。